

宅建受験新報 2023 年春号

特典動画『過去問の解き方がわかる！ 宅建業法編』 過去問

\*一問一答方式にするにあたり、本試験問題を一部改題しています。

問題① [H25-26-1]

宅地建物取引業者 A 社の代表取締役が、道路交通法違反により罰金の刑に処せられたとしても、A 社の免許は取り消されることはない。

正解▶○

問題② [R3⑩-27-4]

免許を受けようとする A 社の役員に、宅地建物取引業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者がいる場合、その刑の執行が終わって 5 年を経過しなければ、A 社は免許を受けることができない。

正解▶○

問題③ [R 元-43-1]

免許を受けようとする法人の非常勤役員が、刑法第 246 条（詐欺）の罪により懲役 1 年の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から 5 年を経過していなくても、当該法人は免許を受けることができる。

正解▶×

問題④ [R 元-43-2]

免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、刑法第 252 条（横領）の罪により懲役 1 年執行猶予 2 年の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了している場合、その満了の日から 5 年を経過していなくても、当該法人は免許を受けることができる。

正解▶○

問題⑤ [H19-33-3]

宅地建物取引業者 A 社が業務停止処分に違反したとして、免許を取り消され、その取消の日から 5 年を経過していない場合、A 社は免許を受けることができない。

正解▶○

問題⑥ [R3⑩-27-1]

個人 A が不正の手段により免許を受けた後、免許を取り消され、その取消の日から 5 年を経過した場合、その間に免許を受けることができない事由に該当することがなかったとしても、A は再び免許を受けることはできない。

正解▶×